

瑞浪市

第 5 次障害者計画・第 7 期障害福祉計画  
・第 3 期障害児福祉計画の策定について

---

1	計画の概要.....	1
2	計画策定の背景（法改正等の動き）.....	4
3	国の基本計画・基本指針の見直しについて.....	7
4	計画策定の方法.....	13
5	計画策定体制.....	15
6	スケジュール.....	16

---

※「障がい者」等の表記について

法律等に基づくものや固有名詞等を除き、原則として「障がい」と表記としています。

令和 5 年 5 月  
瑞浪市社会福祉課

---

# 1 計画の概要

---

## (1) 計画の位置づけ

### ①瑞浪市障害者計画

障害者基本法に基づき、瑞浪市における障がい者福祉に関する施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国および県の障害者計画を基本とし、さらに瑞浪市における障がい者の現況をふまえ、保健・医療・教育・社会参加・防災などの各分野からの視点により、瑞浪市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

瑞浪市では、現在、「第4次瑞浪市障害者計画」が策定されており、今回これを見直し、新たに「第5次瑞浪市障害者計画」を策定します。

### ②瑞浪市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。「障害福祉計画」は、「障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的方策を定めるものであり、「障害者計画」に内包されるものとして位置づけ、一体的に策定します。

瑞浪市では、現在、「第6期瑞浪市障害福祉計画」が策定されており、今回これを見直し、新たに「第7期瑞浪市障害福祉計画」を策定します。

### ③瑞浪市障害児福祉計画

平成28年5月の障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられたもので、児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定めるものです。障害福祉計画と同様に「第5次瑞浪市障害者計画」と一体的に策定します。

瑞浪市では、現在、「第2期瑞浪市障害児福祉計画」が策定されており、今回これを見直し、新たに「第3期瑞浪市障害児福祉計画」を策定します。

### ④関連計画との整合性

本市の上位計画である「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

## (2) 計画期間

### ①障害者計画

現行の「第4次障害者計画」は平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間としており、新たに策定する「第5次障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とします。

### ②障害福祉計画・障害児福祉計画

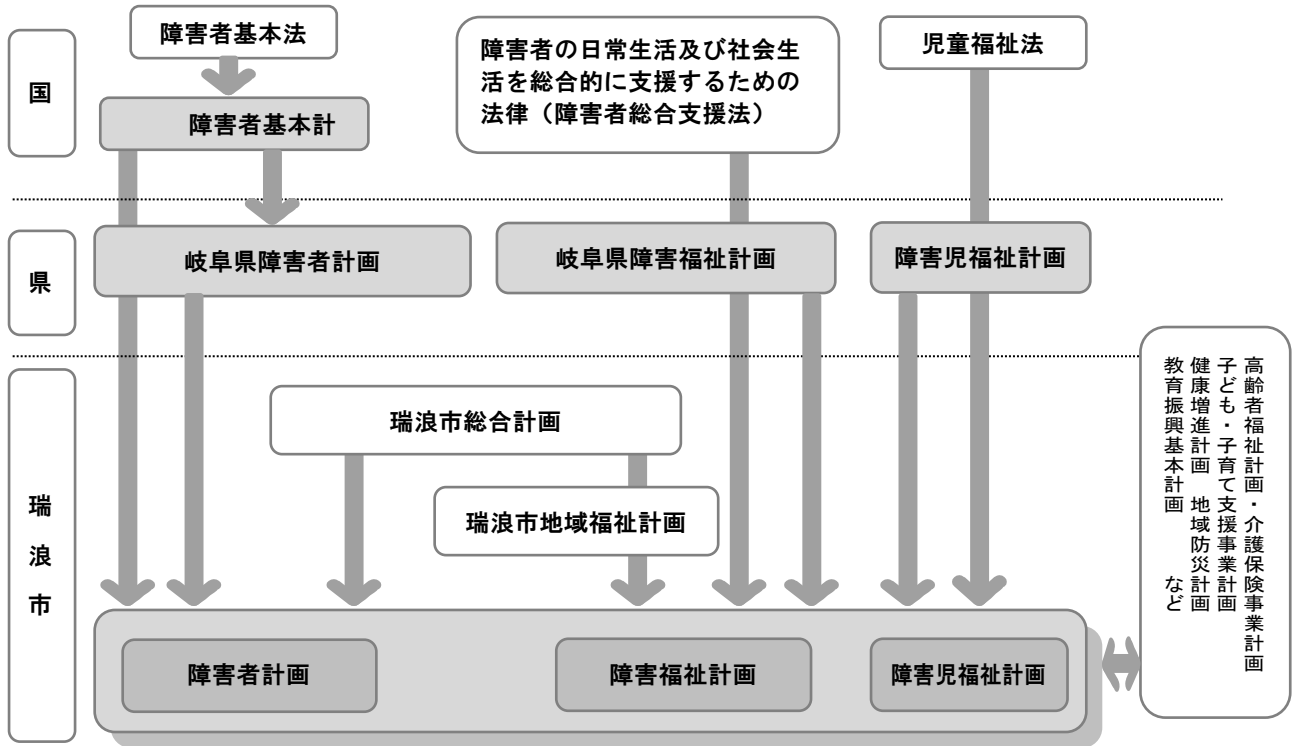
「障害福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。現行の「第6期障害福祉計画」および「第2期障害児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までを計画期間としており、新たに策定する「第7期障害福祉計画」および「第3期障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図表1 計画期間

計画名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	~ 令和 11年度	
瑞 浪 市	障害者計画	第4次						第5次				
	障害福祉計画	第5期		第6期			第7期					
	障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期					

図表2 計画の位置づけと関連計画



---

## 2 計画策定の背景（法改正等の動き）

---

### （1）障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年 9 月に日本は障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成 26 年 1 月に批准、同年 2 月に効力を発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置などについて定めたものです。

### （2）障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として規定されました。また、障がい者の定義に「発達障害」が明記されるとともに、障がい者に対する差別の禁止などが規定されました。

### （3）児童福祉法等の改正

平成 24 年 4 月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成 28 年 6 月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

### （4）障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的とし、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援などが規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について規定されています。

### （5）障害者総合支援法の施行と改正

従来の「障害者自立支援法」が、平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。基本理念は、障害者基本法の目的規定を踏襲しており、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを謳っています。また、制度の谷間にあった難病患者が障がい者の範囲に加えられたほか、重度訪問介護

の対象の拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが定められました。

また、平成 28 年 6 月改正では、平成 30 年 4 月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービスが追加されることになりました。

#### **（６）障害者優先調達推進法の施行**

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、障がい者の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することとされました。

#### **（７）障害者差別解消法の施行**

平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。令和 3 年 5 月、同法は改正されました（令和 3 年法律第 56 号）。改正法は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。本改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

#### **（８）障害者雇用促進法の改正**

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

令和 3 年 3 月から法定雇用率が引き上げられ、民間 2.3%、国・地方公共団体等 2.6%、都道府県等の教育委員会 2.5%となっています。

令和 4 年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和 5 年 4 月 1 日以降に順次施行されます。

#### **（９）成年後見制度利用促進法の施行**

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

#### **(10) 発達障害者支援法の改正**

平成 28 年 8 月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

#### **(11) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行**

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和 4 年 5 月 25 日に公布・施行されました。同法は障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

### 3 国の基本計画・基本指針の見直しについて

#### (1) 国の第5次障害者計画の概要

第4次障害者基本計画（平成30年（2018）～令和4年（2022年））
基本理念：共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援
総論：1. 安全・安心な生活環境の整備 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 3. 防災・防犯等の推進 4. 差別の解消及び権利擁護の推進及び虐待の防止 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 6. 保健・医療の推進 7. 行政等における配慮の充実 8. 雇用・就業、経済的自立の支援 9. 教育の振興 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進



第5次障害者基本計画（令和5年（2023）～令和9年（2027年））
基本理念：共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。
総論：1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティ※の向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進

※【アクセシビリティ】

アクセスのしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、特に障がい者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。（日本大百科全書より）



# ◆第5次障害者基本計画の概要

## 第5次障害者基本計画 概要

### I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクトセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

### II 総論の主な内容

#### 1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

#### 2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

#### 3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー—継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

### III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

### IV おわりに(～今後に向けて～)

・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方や人権の理解促進に取り組む多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に因し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。

・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

# ◆各分野における障害者施策の基本的な方向

<p><b>V 各論の主な内容</b></p>	<p><b>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消             <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会等の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組</li> <li>・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進</li> <li>・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>6. 保健・医療の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消             <ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ目のない退院後の精神障害者への支援</li> <li>・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築</li> <li>・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>2. 安全・安心な生活環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化</li> <li>・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進</li> <li>・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備</li> <li>・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保</li> <li>・障害のある子どもに対する支援の充実</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>8. 教育の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及</li> <li>・教職員への障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進</li> <li>・病气療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービス利用促進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実</li> <li>・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実</li> <li>・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的な就労支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活面の一時的支援</li> <li>・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用</li> <li>・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的な就労支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活面の一時的支援</li> <li>・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置</li> <li>・各種支援制度の運用</li> <li>・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>4. 防災、防犯等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時における障害特性に配慮した支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保</li> <li>・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保</li> <li>・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり</li> <li>・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり</li> <li>・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり</li> <li>・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり</li> <li>・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>5. 行政等における配慮の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等             <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法手続（民事・刑事）における意思疎通手段の確保</li> <li>・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保</li> <li>・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>11. 国際社会での協力・連携の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者分野における国際協力への積極的な取組</li> <li>・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>11. 国際社会での協力・連携の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者分野における国際協力への積極的な取組</li> <li>・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画にかかる国の基本指針の概要

### <基本指針の主な事項>

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

#### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

#### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

#### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援

体制の構築の推進に係る記載の新設

**⑨障害福祉サービスの質の確保**

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

**⑩障害福祉人材の確保・定着**

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

**⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定**

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

**⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進**

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

**⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化**

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

**⑭その他：地方分権提案に対する対応**

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

<新たに追加された成果目標（市町村）>

●地域生活支援の充実

- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

●福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】

●相談支援体制の充実・強化等

- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

<新たに追加された活動指標（市町村）>

●施設入所者の地域生活への移行等

- ・就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】

●障害児支援の提供体制の整備等

- ・医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

●相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置【新設】
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

## 4 計画策定の方法

### (1) 障害者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障害者施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、瑞浪市における障害者を取り巻く現況を把握・分析します。

- 人口・世帯の状況（人口構造、世帯動向、障害者数）
- 障害者の状況（手帳所持者数、サービス利用状況等）
- 拠点施設の状況（保健・福祉・障害者施設、公共施設）
- 人的資源の状況（NPO、ボランティア団体等） 等

### (2) アンケート調査の実施

生活上の課題の状況、サービスの利用状況および利用意向、障害者施策に対する要望等を把握するため、「障がいのある方への調査」と「一般調査」の2種類のアンケート調査を実施しました。

- 調査対象
  - 障がいのある方：瑞浪市在住の障害者手帳所持者及び障害福祉サービスを利用されている方から無作為抽出（1,000人）
  - 一般：瑞浪市在住の18歳以上の方から無作為抽出（1,000人）
- 実施期間：令和4年11月11日～12月8日
- 実施方法：郵送配布・郵送回収
- 設問数：障がいのある方53問 一般23問

### (3) 団体ヒアリングの実施

当事者団体・ボランティア団体・事業者等に対し、活動上の課題、障害者施策に対するご意見等をうかがいました。

- 調査対象
  - 当事者団体・ボランティア団体・サービス提供事業者
- 実施期間：令和5年2月
- 実施方法：郵送配布・郵送回収
- 設問数：当事者団体・ボランティア団体6問  
サービス提供事業者7問

### (4) 現行計画の進捗評価

#### ① 施策・事業の実施状況の点検・評価

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取組み状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料とします。

#### ② 障害福祉サービスの給付実績分析

第5期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析及び地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料とします。

#### (5) 計画素案の検討

瑞浪市障害者計画等推進委員会において計画素案を審査します。また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメント（11月予定）を実施します。

---

## 5 計画策定体制

---

### (1) 瑞浪市障害者計画等推進委員会

関係団体に所属する者や有識者、公募による市民などにより構成する「瑞浪市障害者計画等推進委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきます。

今年度は、4回の開催を予定しています。

### (2) 事務局（社会福祉課）

計画策定・推進委員会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行います。



## 6 スケジュール

	推進委員会
第1回	5月25日(木) ○委嘱状交付・会長、副会長選出 ○瑞浪市の障がい者の現状について ○瑞浪市第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ○瑞浪市アンケート結果を踏まえた課題について ○第4次瑞浪市障害者計画の事業進捗評価(令和4年度実績)について
第2回	8月下旬 ○第6期障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗評価について ○団体ヒアリングの結果について ○計画骨子について
第3回	10月下旬 ○計画素案について ○第7期障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる目標値の設定について ○パブリックコメント実施について
第4回	1月下旬 ○パブリックコメント結果について ○計画の最終確認について